

岩手県警察監察規程

(平成12年3月17日警察本部訓令第8号)

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察監察規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

岩手県警察監察規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、監察に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第2号)に定めるもののほか、岩手県警察が実施する監察に関し必要な事項を定めるものとする。

(監察の種類等)

第2条 監察は、次の各号に掲げるとおりとし、その方法は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 総合監察 署を対象として、業務運営又は術科のいずれかについて監察する。
- (2) 臨時監察 所属又は職員を対象として、業務又は服務及びこれらに係る個別の事案について監察する。
- (3) 特別監察 本部長が特に命じた事項について監察する。

(監察の責任者等)

第3条 監察は、監察執行官、監察担当官、監察補佐官及び監察補助官をもって実施する。

- 2 監察執行官は、監察の責任者とし、本部長が、本部長、部長及び首席監察官のうちから指名するものとする。
- 3 監察担当官は、監察執行官の命を受け、監察の総括に当たるものとし、本部長が監察官及び課長等のうちから指名する。この場合において、監察担当官を複数指名するときは、そのうち1名を主任監察担当官に指名するものとする。
- 4 監察補佐官は、監察担当官を補佐するものとし、監察担当官が課等の警部(相当職を含む。)以上の者のうちから指名するものとする。
- 5 監察補助官は、監察補佐官を補助するものとし、監察担当官が課等の警部補(相当職を含む。)の者のうちから指名するものとする。
- 6 本部長は、必要がないと認めるときは、監察補佐官及び監察補助官の一部を省略することができるものとする。

(監察の実施計画)

第4条 本部長は、毎年度、次に掲げる事項を定めた監察の実施計画(以下「実施計画」という。)を策定するものとする。

- (1) 監察の種類
- (2) 監察の実施項目
- (3) 監察の対象部署
- (4) 監察の時期
- (5) その他必要事項

2 本部長は、実施計画を策定したときは、速やかに各所属長に通知するものとする。

(監察の実施)

第5条 監察は、実施計画に基づき実施するものとする。ただし、本部長が、警察の能率的な運営又はその規律保持のため、特に必要があると認めるときは、その都度、速やかに実施しなければならない。

2 監察執行官及び監察担当官は、必要があると認めるときは、監察の対象となる所属長に対し、資料の提出を命じ、又は説明を求め、若しくは指定する日時及び場所に当該所属職員の出頭を求めることができる。

(監察実施上の留意事項)

第6条 監察の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 関係者の人権に配慮すること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないように注意すること。

(秘密の厳守)

第7条 監察に従事した者は、その職務上知り得た秘密を厳守しなければならない。

(監察結果の報告)

第8条 監察担当官は、監察を終了したときは、その状況を速やかに監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(監察の結果に基づく措置)

第9条 本部長は、監察の結果に基づき、必要な事項を関係所属長に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた所属長は、措置又は改善を要すると認められる事項については、速やかに適切な措置を講じ、その結果を監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(公安委員会に対する報告)

第10条 本部長は、公安委員会に対して実施計画、監察の実施状況及びその他必要と認められる事項を報告しなければならない。この場合において、実施計画は策定の後速やかに、第5条第1項前段の監察の実施状況は四半期ごとに1回以上、同項ただし書きの監察の実施状況は、監察実施後速やかに報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。